

京都府公立大学法人教職員旅費規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 22 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 5 条）
- 第 2 章 旅費の種目及び内容
 - 第 1 節 通則（第 6 条―第 10 条）
 - 第 2 節 交通費（第 11 条―第 16 条）
 - 第 3 節 宿泊費等（第 17 条―第 20 条）
 - 第 4 節 移転料等（第 21 条―第 24 条）
 - 第 5 節 旅行雑費（第 25 条）
 - 第 6 節 日額旅費（第 26 条）
- 第 3 章 雑則（第 27 条―第 33 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第 3 号。以下「就業規則」という。）第 50 条の規定により、教職員及びその他の者（以下「教職員等」という。）に対し支給する旅費に関しその基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに経費の適正な支出を図ることを目的とする。

2 法人が教職員等に対し支給する旅費に関しては、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

（用語の意義）

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）旅行 本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域における旅行をいう。
- （2）出張 教職員が業務のため一時その在勤事業所（常時勤務する在勤事業所のない場合又は旅行命令権者（理事長若しくはその委任を受けて旅行命令を発する者又は旅行依頼を行う者をいう。以下同じ。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は教職員以外の者が業務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （3）赴任 新たに採用された教職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤事業所に旅行し、又は転任を命じられた教職員がその転任に伴う移転のため旧在勤事業所から 新在勤事業所に旅行することをいう。
- （4）帰住 教職員が退職し、又は死亡した場合において、その教職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （5）指定職の職務 京都府公立大学法人教職員給与規程（平成 20 年京都府公立大学法人規程第 15 号。以下「給与規程」という。）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員の職務
- （6）家族 教職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員と生計を一にするものをいう。
- （7）遺族 教職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに教職員の死亡当時教職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この規程において「何々地」という場合には、市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいう。

（旅費の支給）

第3条 教職員が出張し、又は赴任した場合（新たに採用された教職員のその採用に伴う移転のための赴任にあつては、次の各号で定める場合に限る。）には、当該教職員に対し、旅費を支給する。

- （１） 業務の必要により国又は地方公共団体の職員であつた者を引き続き教職員に採用する場合、その他これに準じるものとして理事長が認める場合
- （２） 前号に定めるもののほか、採用前の住所又は居所が在勤地外である者を採用する場合
- 2 教職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。
 - （１） 教職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、解雇又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該教職員
 - （２） 教職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該教職員の遺族
 - （３） 教職員が死亡した場合において、当該教職員の遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 教職員が前項第１号の規定に該当する場合において、職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったことその他これらに準じるものとして理事長が定める事由により退職等となったときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
- 4 教職員又は教職員以外の者が、法人の依頼又は要求に応じ、業務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第１項、第２項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の規程に特別の定めがある場合その他法人経費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。
- 6 第１項、第２項及び前２項の規定により、旅費の支給を受けることができる者が次条第３項の規定による旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第４項並びに第５条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他理事長が定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で理事長が定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他理事長が定める事情により 概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失 した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で理事長が定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- （１） 前条第１項の規定に該当する旅行 旅行命令
- （２） 前条第４項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては業務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に理事長が定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に規定する事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたが、その変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

（旅費の種目及び内容）

第6条 旅費の種目は、次に定めるとおりとし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

（1） 交通費

ア 鉄道賃

イ 船賃

ウ 航空賃

エ 車賃

オ その他の交通費

（2） 宿泊費等

ア 宿泊費

イ 包括宿泊費

ウ 宿泊手当

（3） 移転料等

ア 移転料

イ 着後手当

ウ 家族移転料

（4） 旅行雑費

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、私有車旅行（理事長が別に定める自家用自動車（第15条第3号に規定する自家用自動車に該当するものを除く。）を移動に利用することを旅行という。以下同じ。）について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。

6 その他の交通費は、陸路旅行（鉄道旅行及び私有車旅行を除く。）について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

7 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用について、支給する。

8 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、支給する。

9 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用について、1夜当たりの定額により支給する。

10 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。

11 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

12 家族移転料は、赴任に伴う家族の移転について、支給する。

13 旅行雑費は、旅行に必要な諸雑費に充てるための費用（第9項に規定する費用を除く。）について、実費額により支給する。

14 第1項各号（第3号を除く。）に掲げる旅費の支給に代え、日額旅費を旅費として支給することがある。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、この章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 旅行中に、年度の経過、指定職給料表の適用を受けることとなったこと等のため交通費（家族移転料のうち交通費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（旅費の請求手続）

第9条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその資料を提出しなかったため、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって理事長が定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、理事長が別に定める。

（証人等の旅費）

第10条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の規程に特別の定めがある場合を除くほか、この規程に定める教職員の旅費に準じて理事長が定める旅費とする。

第2節 交通費

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

（1）その乗車に要する運賃

（2）急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

（3）座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、座席指定料金

(船賃)

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金、特別船室料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

ア 指定職の職務にある者については、上級の運賃

イ 指定職の職務以外の職務にある者については、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃

(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

(4) 業務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
(その他の交通費)

第15条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(包括宿泊費との調整)

第16条 移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、第18条の規定により包括宿泊費に係る旅費の支給を受ける場合には、当該移動に係る部分に係るこの節の規定による交通費については、支給しない。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第17条 宿泊費の額は、旅行中の宿泊に要する費用について、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して別表第1で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として、当該宿泊に要する額とする場合については、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは当該宿泊に要する費用の額とする。

(1) 用務先で教職員が参加する行事等の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) その他理事長が定めるとき。

(包括宿泊費)

第 18 条 包括宿泊費の額は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費の合計額とする。

(宿泊費及び包括宿泊費の支給額の上限)

第 19 条 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第 7 条及び前 2 条の規定により計算した額と現に支払った額とを比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(宿泊手当)

第 20 条 宿泊手当の額は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるために通常要する費用として 1 夜当たり 2,400 円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の 3 分の 2 の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の 3 分の 1 の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前 2 項の規定にかかわらず、2,400 円とする。ただし、規定により支給される鉄道費、船賃、航空費、車賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の 3 分の 1 の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 3 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第 4 節 移転料等

(移転料)

第 21 条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際家族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程（赴任に伴う現実の移転の路程が、旧在勤地から新在勤地までの路程に満たない場合には、その現実の路程）に応じた別表第 2 の定額による額

(2) 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額

(3) 赴任の際家族を移転しないが赴任を命じられた日の翌日から 1 年以内に家族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第 3 号の場合において、家族を移転した際における移転料の定額が教職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、家族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第 22 条 着後手当の額は、赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の宿泊費標準額の 5 夜分に相当する額による。ただし、赴任に伴う旅行が次に該当する場合の着後手当（家族移転料のうち着後手当相当分を含む。）の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 新在勤地に到着後直ちに府設宿舎を利用する場合又は自宅に入る場合は、宿泊料定額の 2 夜分に相当する額

(2) 赴任に伴う移転の路程が鉄道 50 キロメートル未満の場合は、宿泊料定額の 3 夜分に相当する額

(3) 赴任に伴う移転の路程が鉄道 50 キロメートル以上 100 キロメートル未満の場合は、宿泊料定額の 4 夜分に相当する額

(家族移転料)

第 23 条 家族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命じられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、家族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(ア) 交通費については、その移転の際における教職員相当の額の全額に相当する額

(イ) 宿泊費及び包括宿泊費については、第19条中「計算した額」とあるのを「計算した額に3分の2を乗じて得た額」として、教職員がその移転をするものとして算定された宿泊費又は包括宿泊費に係る旅費の支給額に相当する額

(ウ) 宿泊手当及び着後手当については、その移転の際における教職員相当の額の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、次に掲げる額の合計額

(ア) 交通費については、その移転の際における教職員相当の額の2分の1に相当する額

(イ) 宿泊費及び包括宿泊費については、第19条中「計算した額」とあるのを「計算した額に3分の1を乗じて得た額」として、教職員がその移転をするものとして算定された宿泊費又は包括宿泊費に係る旅費の支給額に相当する額

(ウ) 宿泊手当及び着後手当については、その移転の際における教職員相当の額の3分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、次に掲げる額の合計額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における教職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(ア) 宿泊費及び包括宿泊費については、第19条中「計算した額」とあるのを「計算した額に3分の1を乗じて得た額」として、教職員がその移転をするものとして算定された宿泊費又は包括宿泊費に係る旅費の支給額に相当する額

(イ) 宿泊手当及び着後手当については、その移転の際における教職員相当の額の3分の1に相当する額

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、同号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について同号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

- (3) 第1号アからウまでの規定により宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 教職員が赴任を命じられた日において胎児であった子を移転する場合においては、家族移転料の額の計算については、その子を家族とみなして前項の規定を適用する。

(同一地域内旅行の移転料等)

第24条 同一地域(第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。)内における旅行については、移転料、着後手当及び家族移転料は、支給しない。ただし、赴任を命じられた教職員が、教職員のための宿舎に居住し、又はこれを明け渡すことを命じられ、住所又は居住を移転した場合には、別表第2の鉄道50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額の範囲内の実費額の移転料(当該移転料の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を支給する。

第5節 旅行雑費

(旅行雑費)

第25条 旅行雑費の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行者が負担することを要する費用として次に規定する費用の実費額とする。

- (1) 電信、電話、郵便等による連絡に要する費用

- (2) 資料の複写に要する費用
- (3) 有料道路の通行に要する費用
- (4) 駐車場等の使用に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めたことに要する費用

第6節 日額旅費

(日額旅費)

第26条 日額旅費の支給を受ける教職員の範囲、額及び支給条件は、旅行の性質を考慮して理事長が定める。

第3章 雑則

(退職者の旅費)

第27条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった教職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、家族移転料に相当するものを加えるものとする。
- 3 法人は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第28条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

- 2 遺族が前項第1号及び第2号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(旅費の調整)

第29条 法人は、旅行者が法人以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

- 2 前項に規定する旅費の調整に関し必要な事項については、理事長が定める。
- 3 法人は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、理事長に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第30条 法人は、教職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条の規定に該当する事由がある場合において、この規程の規定による旅費の支給ができないとき又はこの規程の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条の規定による旅費若しくは費用に満たないときは、当該教職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

- 2 就業規則第8条第1項に規定する試用期間中の教職員がその意に反して退職となった場合において、退職の通達を受けた日から14日以内に出発して帰住する場合の旅費は、第28条第1項第2号の規定に準じて計算した前職務相当の旅費を支給するものとする。

(旅費の返納)

第 31 条 支出命令権者は、旅行者がこの規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、給与規程に規定する給料、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（同規程第 22 条の 3 の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、又はこれらに相当する給与とする。

(通勤手当との調整)

第 32 条 旅行者が給与規程第 14 条に規定する通勤手当又はこれに相当する給与（以下この条において「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(規程の施行について必要な事項)

第 33 条 この規程の実施のための手続その他の執行について必要な事項は別に定める

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の例により、理事長が定める旅費とする。この場合において、この規程（この項を除く。）に基づく旅費との権衡上必要があると認められるときは、理事長が定めるところにより、その額を調整することができる。

(支給の特例)

3 特別車両料金及び特別船室料金は、第 11 条第 1 項第 3 号及び第 12 条第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、当分の間、支給しない。

附 則（規程第 22－1 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－2 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－3 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－4 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－5 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－6 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－7 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－8 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－9 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－10 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－11 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－12 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－13 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－14 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－15 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（規程第 22－16 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の京都府公立大学法人教職員旅費規程（以下「新規程」という。）の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者（旅行依頼を行う者を含む。以下同じ。）が新規程第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新規程第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者がこの規程による改正前の京都府公立大学法人教職員旅費規程（以下「旧規程」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧規程第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旧規程第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新規程第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規程の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新規程第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、解雇、失職又は休職となった場合については、なお従前の例による。
- 4 新規程第 3 条第 6 項及び第 7 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧規程第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、

なお従前の例による。

- 5 新規程第 30 条の規定は、新規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- 6 附則第 2 項から前項までに規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が定める。

別表第1（第17条関係）

区分	宿泊費の上限額（1夜当たり）	
	指定職	一般職
北海道	18,000円	13,000円
青森県	15,000円	11,000円
岩手県	13,000円	9,000円
宮城県	14,000円	10,000円
秋田県	15,000円	11,000円
山形県	14,000円	10,000円
福島県	11,000円	8,000円
茨城県	15,000円	11,000円
栃木県	14,000円	10,000円
群馬県	14,000円	10,000円
埼玉県	27,000円	19,000円
千葉県	24,000円	17,000円
東京都	27,000円	19,000円
神奈川県	22,000円	16,000円
新潟県	22,000円	16,000円
富山県	15,000円	11,000円
石川県	13,000円	9,000円
福井県	14,000円	10,000円
山梨県	17,000円	12,000円
長野県	15,000円	11,000円
岐阜県	18,000円	13,000円
静岡県	13,000円	9,000円
愛知県	15,000円	11,000円
三重県	13,000円	9,000円
滋賀県	15,000円	11,000円
京都府	27,000円	19,000円
大阪府	18,000円	13,000円
兵庫県	17,000円	12,000円
奈良県	15,000円	11,000円
和歌山県	15,000円	11,000円
鳥取県	11,000円	8,000円
島根県	13,000円	9,000円
岡山県	14,000円	10,000円
広島県	18,000円	13,000円
山口県	11,000円	8,000円
徳島県	14,000円	10,000円
香川県	21,000円	15,000円
愛媛県	14,000円	10,000円
高知県	15,000円	11,000円
福岡県	25,000円	18,000円
佐賀県	15,000円	11,000円
長崎県	15,000円	11,000円
熊本県	20,000円	14,000円
大分県	15,000円	11,000円
宮崎県	17,000円	12,000円
鹿児島県	17,000円	12,000円
沖縄県	15,000円	11,000円

別表第2（第21条及び第24条関係）

移 転 料								
区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
指定職の職務にある者	円	円	円	円	円	円	円	円
	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000	381,000
指定職の職務以外の職務にある者	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000	324,000

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもってそれぞれ鉄道1キロメートルとみなす。